

マネパカード会員規約（改訂日：令和3年4月30日改訂）
新旧対照表

（下線部分改正）

改訂前	改訂後										
<p>第1条（定義）</p> <p>◎総残高</p> <p>預り残高（未チャージ）と利用可能残高（チャージ済）を合わせた総称。</p>	<p>第1条（定義）</p> <p>◎総残高</p> <p>預り残高（未チャージ）と利用可能残高（チャージ済）を合わせた総称。<u>総残高の上限については別表2に定める額とします。</u></p>										
<p>第3条（概要）</p> <p>新規追加</p>	<p>第3条（概要）</p> <p><u>(3)当社が定めた総残高の上限を超える状態を認識した場合、直ちにカードの利用を停止することができるものとします。なお、総残高の上限超過状態の解消をもって、カードの利用停止を解除します。</u></p>										
<p>第23条（盗難・紛失・不正利用等）</p> <p>(4)会員は、不正利用等の事故等による損害について、負担するものとします。ただし、会員が第22条の安全管理措置を講じており、且つ会員が第1項の手続きを行い、当社が適当と認めた場合は、当社は、当該会員の当該損害金額を補てんします。この場合、会員は、被害状況等の調査に協力するものとします。</p>	<p>第23条（盗難・紛失・不正利用等）</p> <p>(4)会員は、不正利用等の事故等による損害について、負担するものとします。ただし、会員が第22条の安全管理措置を講じており、且つ会員が第1項の手続きを行い、当社が適当と認めた場合は、当社は、当該会員の当該損害金額を補てんします。この場合、会員は、被害状況等の調査に協力するものとします。<u>なお、不正利用被害の補償方針については、当サービスサイトに掲載するものとします。</u></p>										
<p>別表2（上限額）</p> <p>新規追加</p>	<p>別表2（上限額）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">項目</th> <th style="text-align: center;">単位</th> <th style="text-align: center;">上限額</th> <th style="text-align: center;">備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center; vertical-align: middle;">総残高</td> <td rowspan="2" style="text-align: center; vertical-align: middle;">円相当</td> <td style="text-align: center;"><u>①100万円相当額</u></td> <td style="text-align: center;"><u>①令和3年5月1日より令和3年7月31日まで適用</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><u>②80万円相当額</u></td> <td style="text-align: center;"><u>②令和3年8月1日より適用</u></td> </tr> </tbody> </table>	項目	単位	上限額	備考	総残高	円相当	<u>①100万円相当額</u>	<u>①令和3年5月1日より令和3年7月31日まで適用</u>	<u>②80万円相当額</u>	<u>②令和3年8月1日より適用</u>
項目	単位	上限額	備考								
総残高	円相当	<u>①100万円相当額</u>	<u>①令和3年5月1日より令和3年7月31日まで適用</u>								
		<u>②80万円相当額</u>	<u>②令和3年8月1日より適用</u>								